

令和6年度 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(地域エネルギー利用最適化取組支援事業)
専門家・講師等謝金支払規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が執行する令和6年度中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化取組支援事業）（以下、「本補助事業」という。）において、省エネお助け隊及び省エネお助け隊から委嘱を受けた専門家・講師等が、地域において中小企業等によるエネルギー利用最適化の取組を推進する支援等を行うために必要な謝金等及び旅費について必要な事項を定めるものである。

(適用)

第2条 この規程は、次の活動において適用する。

2 次の活動を行う専門家に適用する。

- (1) 省エネお助け隊による省エネ診断・省エネ伴走支援・必要な資料作成等の支援（以下、「支援活動」という。）
- (2) 省エネお助け隊が実施する連絡会への出席
- (3) その他S I Iが認めた活動への従事

3 次の活動を行う講師等に適用する。

- (1) 省エネお助け隊が実施する連絡会での講演
- (2) 省エネお助け隊が主催（共催）するセミナー等の講演

(専門家の定義)

第3条 本補助事業に従事する専門家は、本補助事業の公募要領に定める外部専門家要件を全て満たす者であること。

(講師等の定義)

第4条 本補助事業に従事する講師等は、省エネお助け隊から委嘱を受けた連絡会講師・セミナー講師等のことをいう。

(専門家・講師等への謝金等支給額)

第5条 省エネお助け隊は別表1～3に規定する謝金等を専門家・講師等に支払う。

- 2 別表1に規定する謝金等は、専門家が支援対象者に対して行う支援活動に係る費用のうち、支援対象者によって従事が証明された範囲とし、支援対象者への訪問の移動時間は含まない。
- 3 支援対象者に対する報告書等の作成に係る費用は別表1に規定する謝金等に含めること。
- 4 別表2に規定する謝金は、省エネお助け隊から委嘱を受けた講師等として、連絡会・セ

ミナー等への登壇・講演、登壇資料作成に係る費用とし、移動時間は含まない。

- 5 別表3に規定する謝金は、省エネお助け隊が主催する連絡会に専門家が出席した場合に支払う。連絡会の会場までの移動時間は含まない。

(旅費の支給)

第6条 専門家・講師等に対する旅費の支給については、「令和6年度 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化取組支援事業）」旅費規程に準ずるものとする。

(謝金を支給しない場合)

第7条 謝金等及び旅費が本補助事業以外の外部団体等から支払われる場合は、支給しない。

別表1 支援活動での専門家への謝金等支給額

区分	単位	金額（税抜）	備考
50k1診断	1申込	66,400円	
300k1診断	1申込	132,800円	
1,500k1診断	1申込	182,600円	
3,000k1診断	1申込	232,400円	
カスタム診断 （個社に合わせて見積）	1申込	240,700円～ 423,300円	
カスタム伴走支援 （個社に合わせて見積）	1申込	上限額423,300円	

別表2 講師等謝金支給額

区分	単位	金額（税抜）	備考
連絡会・セミナー等への登壇・講演（登壇資料作成を含む）	1回	上限額50,000円	登壇資料はS I Iへ提出すること

別表3 連絡会に出席する外部専門家への謝金支給額

区分	金額（税抜）	備考
連絡会への出席	上限額4,000円/時	

注）支払単価は1時間とし、端数については15分単位で切り捨てとする。